平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議会議録

第１日（平成２６年　５月１５日　木曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第１　審議期間の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　報告第　１号　専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第　２号　専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第　３号　専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）

報告第　４号　専決処分した事件の報告について（低所得者小口資金の債権放棄について）

報告第　５号　専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）

報告第　６号　専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

議案第３１号　土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３２号　土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について

同意案第４号　固定資産評価員の選任について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第４　議員派遣について

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数　１４人

現在員数　１３人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員　１２人

１番	矢野川　周　平　君	２番	森　　一　美　君
３番	小　川　豊　治　君	４番	西　原　強　志　君
５番	永　野　裕　夫　君	６番	岡　林　喜　男　君
８番	岡　﨑　宣　男　君	９番	瀧　澤　　満　君
１０番	岡　林　守　正　君	１１番	仲　田　　強　君
１２番	井　村　敏　雄　君	１４番	武　藤　　清　君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

１３番　橋　本　敏　男　君

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	山下　毅　君	局長補佐	東　博之　君
議事係長	池　正澄　君	主事	作田　愛佳　君
主事補	岡﨑　正嗣　君		

～～～～・～～～～・～～～～

出席要求による出席者

市長	泥谷　光信　君	副市長	磯脇　堂三　君
会計管理者兼会計課長	黒原　一寿　君	税務課長兼固定資産評価員	野村　仁美　君
企画財政課長	早川　聡　君	総務課長	木下　司　君
危機管理課長	横畠　浩治　君	消防次長	西田　和啓　君
市民課長	岡田　敦浩　君	まちづくり対策課長	横山　周次　君
産業振興課長	二宮　真弓　君	産業基盤課長	文野　喜文　君
水道課長	田村　和彦　君	じんけん課長	田村　善和　君
教育長	弘田　浩三　君		

～～～～・～～～～・～～～～

午前１０時００分　　開　議

○議長（岡林守正君）　皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議を開きます。

この際、去る５月１３日にご逝去されました故永野　修議員のご冥福を祈り、１分間の黙祷を行いたいと思います。皆様のご起立をお願いいたします。黙祷。

（黙　　祷）

○議長（岡林守正君）　ありがとうございました。ご着席願います。

この際、本日の遅刻、欠席者についてご報告いたします。

１３番橋本敏男君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、「審議期間の決定」を議題といたします。

５月会議の審議期間につきましては、本日１日間としたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、５月会議の審議期間は、本日１日間と決しました。

日程第２、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により５番永野裕夫君、６番岡林喜男君を指名いたします。

日程第３、市長提出報告第１号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第６号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告６件及び議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」の議案２件、並びに同意案第４号「固定資産評価員の選任について」の同意案１件、計９件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長　泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君）　本日ここに平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議におきましては、議案２件のほか、報告案件６件と同意案件１件を提出し、審議をお願いするものでありますが、各案件の説明に先立ちまして、市政の課題等について所信の一端を述べ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

説明に入ります前に、一昨日、市議会議員永野　修氏がお亡くなりになられました。永野氏

は、平成１４年３月に市職員を退職され、その年の９月に土佐清水市議会議員に初選出されました。以来３期、１１年８カ月にわたって在職、その間、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長を歴任され、市政の発展と住民福祉の向上にご尽力されました。心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に心からの追悼の意を表します。

それでは、説明に入ります。

まず、先日、新聞でも報道されました新規採用職員の初任給の格付け誤りと固定資産税の課税誤りにつきまして、ご報告申し上げます。

この件につきましては、５月８日の総務文教常任委員会でもご説明させていただきましたが、初任給の格付け誤りにつきましては、平成２１年度から平成２５年度に採用された職員６６人のうち、１０人について誤りがあり、給与等の過払いと支払い不足が生じました。また、固定資産税につきましては、２３件の課税誤りが発生しました。

この２件の事務処理上の過失につきましては、５月９日に緊急課長会を開催し、訓示を行ったところでございます。日々の業務の中で、事務処理の誤り、ミスが起こることは、市民の皆様からの信頼を失う要因となり、行政不信にもつながりかねません。事務処理を行った１職員のみならず、組織全体の問題として、職場ごとに業務運用の再点検を行い、服務規律を厳守し、公務員として原点に立ち返るよう、職場内での連携強化と職員一人一人の自覚や責任、意識の向上を呼びかけたところです。

いずれにいたしましても、市民の皆様には心よりおわび申し上げ、市政の信頼回復に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げました各案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第１号から報告第６号までは、専決処分した事件の報告についてであります。

まず、報告第１号は、地方税法の改正により、法人市民税と軽自動車税の税率改正と固定資産税の減額措置が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

報告第２号につきましても、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の限度額の引き上げと軽減判定所得の基準見直しにより、軽減対象を拡大するものです。

報告第３号から報告第５号につきましては、土佐清水市債権管理条例に基づく債権放棄の専決処分についてであります。

報告第３号の住宅使用料、報告第４号の低所得者小口資金、報告第５号の水道使用料につきまして、平成２６年３月３１日付でそれぞれ債権放棄の専決処分を行いましたので、これを報告するものです。

報告第６号は、平成２２年１０月１５日に発生した車両事故の人身損害に係る和解及び損害

賠償額の決定につきまして、専決処分を行いましたので、これを報告するものです。

次に、議案第３１号は、冒頭でおわび申し上げました新規採用職員の初任給の格付け誤りに伴い、当時の上司でありました副市長の給料につきまして、平成２６年６月に限り、１０分の１を減額するための条例改正であります。

議案第３２号は、土佐清水市地場産品販売施設の指定管理につきまして、土佐食株式会社より申請書類の提出があり、指定管理者選定委員会におきまして、候補として決定いたしましたので、議会の議決をお願いするものです。

次に、同意案第４号は、さきの人事異動に伴い、野村仁美税務課長を土佐清水市固定資産評価員に選任する同意案でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡林守正君）　以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第１号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第６号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告６件及び議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」の議案２件並びに同意案第４号「固定資産評価員の選任について」の同意案１件、計９件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長　木下　司君登壇）

○総務課長（木下　司君）　おはようございます。

条例案等について説明をいたします。

議案綴りをお願いいたします。

報告第１号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り１ページから８ページです。

地方税法の改正により、法人市民税、法人税割の税率を平成２６年１０月１日以降に開始する事業年度分からの引き下げ、軽自動車税の税率改正、耐震改修の行われた一定の既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置が改正されたことに伴う条例の一部改正です。

報告第２号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの９ページから１１ページです。

地方税法の改正により、国民健康保険の保険税課税限度額について、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ２万円引き上げる。

また、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、軽減対象を拡大することが改正されたことに伴う条例の一部改正です。

報告第３号「専決処分した事件の報告について（住宅使用料の債権放棄について）」議案綴りの１２ページから１４ページです。

土佐清水市債権管理条例第１６条第１項第１号及び第５号に基づき、専決処分をしており、債権の概要は、平成元年から平成１７年度、債務者個人４６名、債権放棄額合計で３５６万5,０６０円を専決処分したとの報告です。

報告第４号「専決処分した事件の報告について（低所得者小口資金の債権放棄について）」議案綴りの１５ページから１６ページです。

土佐清水市債権管理条例第１６条第１項第３号に基づき専決処分しており、債権の概要は平成５年度、個人１名に低所得者小口資金として１０万円を貸し付け、一部返済のあった３万8,０００円を差し引いた債権額６万2,０００円を専決処分したとの報告です。

報告第５号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」議案綴り１７ページから１８ページです。

土佐清水市債権管理条例第１６条第１項第１号、第２号、第５号に基づき専決処分しており、債権の概要は平成１４年度から平成２３年度、債務者個人４名、法人４名、債権放棄額合計で１２万4,６３２円を専決処分したとの報告です。

報告第６号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴り１９ページから２０ページです。

平成２２年１０月１５日、県道足摺公園線足摺方面入口５００ｍ手前付近にて、運転を誤り対向車線にはみ出した際、前方を走行してきた相手車両に正面衝突した。

車両の破損は、平成２３年３月１日、議案第２２号により、議会の議決を得て、平成２３年３月１４日に示談が成立をしております。

事故当事者より平成２６年３月３１日に人身損害に関する承諾書（免責証書）が提出され、損害賠償金（休業補償等）５万2,７００円を支払うことで和解し、専決処分したとの報告です。

議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り２１ページから２２ページです。

平成２１年度から平成２５年度の採用職員の初任給の格付けにおいて、土佐清水市職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する規則第１４条に規定される経験年数の格付けに誤りがありました。

このことにより、当時の係長等も処分が確定しましたので、当時の補佐及び課長が副市長であり、管理監督責任の立場から、平成２６年６月１日から給料月額１０分の１を１カ月減ずるための条例改正です。

議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」議案綴りの２３ページです。

平成２５年９月より、３回にわたり公募しても応募がなく、各種団体と協議をしておりました土佐清水市地場産品販売施設の指定管理について、平成２６年４月１１日付で、土佐食株式会社より申請書類の提出があり、指定管理者選定委員会で指定管理者の候補に決定をしましたので、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により、議会の議決をお願いをするものです。

同意案第４号「固定資産評価員の選任について」議案綴りの２４ページです。

さきの４月１日付の人事異動によりまして、固定資産評価員心得として、税務課長が兼務をしておりますが、地方税法第４０４条第２項の規定によりまして、固定資産評価員に野村仁美税務課長を選任する同意案です。

以上、審議につきましてよろしくお願いをいたします。

○議長（岡林守正君）　以上で、条例案等に対する内容説明を終わります。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」の議案２件については、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっておりますので、この点、十分お含みの上、質疑されますよう特にお願い申し上げます。

なお、５月会議における質疑につきましては、通告制をとっておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

８番　岡﨑宣男君。

（８番　岡﨑宣男君自席）

○８番（岡﨑宣男君）　それでは、質疑をさせていただきます。

私は、報告第６号、損害賠償額の決定について、二、三、ちょっと疑問点がありますので、質疑をさせていただきます。

賠償額５万2,７００円ですけれども、これの支払い根拠等はちょっと書かれておりませんので、これは物損については以前、副市長より説明を受けましたのでよくわかっておりますけれども、この人身のほうの分は休業損害と慰謝料しかないとこういうふうに思っておりますので、簡単で結構ですけれども、支払いの根拠をお願いいたします。

○議長（岡林守正君）　執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長　磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君）　お答えします。

先ほど、総務課長からも一部ご説明がございましたけど、今回の損害賠償額５万2,７００円の根拠につきましては、通院費、損害補償、慰謝料となっております。

なお、治療費及び事故証明費用につきましては、既に市有物件災害共済会より支払い済みでございます。

通院費につきまして、病院までの車の燃料代、１キロ当たり１５円で算出し、渭南病院、幡多けんみん病院の通院費としまして2,２５０円、休業補償費につきましては、２カ所の事業所を対象に休業補償認定日数５日で、合わせて３万3,６５０円となっております。

また、慰謝料につきましては、自賠責の基準により日額8,４００円の２日分を算定しまして、１万6,８００円となり、合計で損害賠償額５万2,７００円となっております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君）　８番　岡﨑宣男君。

（８番　岡﨑宣男君自席）

○８番（岡﨑宣男君）　５万2,７００円の和解にこれ３年６カ月ぐらいかかっておるわけですけれども、賠償金額から勘案しましても、またこの過失の割合等については全くこれ問題ないというか、市側が１００％の問題ですので、ちょっと時間がかかり過ぎているとこういうふうに思っておりますが、副市長の見解を求めます。

○議長（岡林守正君）　執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長　磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君）　先ほど、総務課長から報告もいたしましたけれど、この案件についての車両物損につきましては、平成２３年３月定例会の初日の３月１日、議案第２２号で議決を賜り、平成２３年３月１４日に示談が成立しております。

これ以降は、市有物件災害共済会より対人賠償交渉については総合契約となっており、共済会が行うこととして進んでおりましたが、平成２５年度に入り、市有物件災害共済会より交渉が長引き、難航しているとの連絡があり、市としましては、当事者として平成２５年８月１９日より平成２６年３月２４日まで、計６回の交渉の結果、平成２６年３月３１日に人身損害に関する承諾書が提出されて、和解となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（岡林守正君）　８番　岡﨑宣男君。

（８番　岡﨑宣男君自席）

○８番（岡﨑宣男君）　私が一番言いたいのは、先ほど、総務課長、免責証書とこういうことで言っておりましたけれども、免責証書はいわゆる市長も、副市長もよくご案内のことと思いますけれども、相手が請求権を放棄すると、いわゆる承諾というようなことでやるわけであります。

本来、こういうような事案は双方が署名押印するいわゆる示談書の形が一番望ましいであろうとこういうふうに思うのは、市民みんな一緒じゃないかとこういうふうに思います。

これの原因につきましては、やはり執行部といいますか、課長のあたりがよく向こうと連絡を取り合いながら、今後はこういうような交通事故なんかの場合は、免責証書やなしに、示談書でいくようにひとつ努力、執行部は願いたいとこういうふうに思います。

これで私の質問は終わりますけれども、副市長、ちょっと答えてください。

○議長（岡林守正君）　執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長　磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君）　今回の和解につきましては、議員もご指摘のとおり、免責証書による市が１００％悪いということでございまして、私も当時、物損の案件につきましては、担当課長をさせていただきまして、相手方と交渉もさせていただきました。

その後、異動もございましたけれど、人身に関しては先ほど答弁申しましたけど、共済会のほうが担当するということで進んでおりましたけれど、長引く結果になりました。

今後は市としても、当事者として、もしこういうことがあってはいけないことなんですけど、あった場合については、積極的に市もかかわって交渉に臨みたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡林守正君）　ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」の議案２件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、本日中に審査を終了されますよう、特にご配慮をお願いいたします。

次に、同意案第４号「固定資産評価員の選任について」は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、同意案第４号については、委員会付託を省略することに決しました。

同意案第４号については、委員会付託を省略いたします。

この後、直ちに総務文教常任委員会を開催し、同委員会終了後、産業厚生常任委員会を開催いたしますので、委員の皆さん、委員会審査についてよろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時２９分　　休　　憩

午前１１時２９分　　再　　開

○議長（岡林守正君）　休憩前に続いて会議を開きます。

市長提出議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」の議案２件及び同意案第４号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、森　一美君。

（総務文教常任委員会副委員長　森　一美君登壇）

○総務文教常任委員会副委員長（森　一美君）　平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より事務処理について、チェック体制を確立し、市民の信頼を取り戻すよう要請がありました。

これに対して、執行部より、今後は行政不信を招かないよう二重三重のチェックを行い、職

員等にも指導徹底を行っていくとのことであり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。

○議長（岡林守正君）　産業厚生常任委員会委員長、武藤　清君。

（産業厚生常任委員会委員長　武藤　清君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武藤　清君）　平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

１、議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」

委員より、これまでの道の駅の経営については、あまり目玉となる要素がなかったように思えるため、今後はジオパークに関するインフォメーションコーナーを設置するなど、情報発信に努め、たくさんの人に立ち寄っていただくように取り組んでほしいとの意見が出され、これに対し、執行部より新しい指定管理者が決定すれば、そういった情報発信基地としても活用できるように協議していきたいとのことであり、本議案については採決の結果、全会一致で可決といたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（岡林守正君）　以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会副委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会副委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会副委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第３１号「土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第３１号に対する副委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３１号は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君）　起立全員であります。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第３２号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３２号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君）　起立全員であります。

よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意案第４号「固定資産評価員の選任について」を採決いたします。

同意案第４号に同意の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君）　起立全員であります。

よって、同意案第４号は、同意されました。

日程第４、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１３項及び土佐清水市議会会議規則第１６７条の規定に基づき、次回会議開催までの休会中において、議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続きについて、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、次回会議開催までの休会中の議員派遣については、必要に応じ、議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今５月会議の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長　泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君）　５月会議終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この５月会議に提案いたしました議案２件と同意案件１件につきましては、いずれも全会一致で可決及び同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

皆様ご承知のとおり、平成２５年度における人口の推移を見るとき、お亡くなりになられた方が３１１人、生まれてきた子どもはわずか５５人と目まぐるしい速さで過疎化・少子化が進展しております。

土佐清水市を取り巻く環境は、今後ますます厳しい事態が予想されております。

このような中、今こそ、執行部、議会が一丸となって、住民福祉の向上と地方自治の発展を願い、覚悟を新たにして全力を傾注していかなければならないと考えているところであります。

どうか議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げまして、散会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（岡林守正君）　５月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今５月会議は、１日間でございましたが、議員並びに執行部各位におかれましては、ご熱心に審議され、各案件ともそれぞれ適切なる結論を得ることができましたことを心から感謝申し上げます。

引き続き、執行部と議会がともに切磋琢磨しながら、市民福祉向上と市政発展のため、ご尽力くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、平成２６年土佐清水市議会定例会５月会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。（拍手）

午前１１時４０分　　散　　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

土佐清水市議会　議　　長

副 議 長

署名議員

署名議員